伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会の後援等に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う事業について、伊賀・山城南・東大和定住自立圏 (略称:伊賀城和定住自立圏)推進協議会(以下「協議会」という。)が後援、協賛、 共催等(以下「後援等」という。)を行い、協議会名の使用を許可する場合の基準、手 続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(後援等の対象)

- 第2条 協議会は、圏域住民の福祉及び文化の向上、圏域振興等に寄与すると認められる 事業等に対し後援等を行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、後援等を 行わないものとする。
 - (1) 協議会の基本的な行政方針に合致しないと認められるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 営利を目的とするもの(ただし、入場料等を徴収するものであって、その料金が事業の目的、内容等から判断して適正な額であることが認められるものは除く。)
 - (4) 金品の寄与若しくは援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断してこれらを強要していると参加者に誤解を与えるおそれのあるもの
 - (5) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動に該当するもの
 - (6) 事業等の実施に当たり、運営上の問題があるもの
 - (7) 暴力団との関係があるもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) 専ら当該団体の構成員の親睦のために行われるもの
 - (9) 過去に後援等を承認した事業等の実施において、承認に付した条件を履行しなかったもの
 - 10 前各号に掲げるもののほか、後援等を行うことが適当でないと認められるもの

(主催者)

- 第3条 協議会が後援等を行う場合の行事等の主催者は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共団体

- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号) 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(ただし、宗教法人、宗教団体及び政治 団体は除く。)
- (3) 圏域住民の福祉及び文化の向上、地域振興等に寄与すると認められる活動を継続的に行っている団体
- (4) 国又は地方公共団体の構成員たる実施委員会等
- (5) 圏域住民の福祉及び文化の向上、地域振興等を目的とする行事等を圏域市町村が開催することに伴い、その開催の趣旨に賛同した者により構成された団体であって、当該事業等の開催以外の活動を行わないもの
- (6) 前各号に掲げる団体のほか、協議会が適当と認める団体等

(申請)

- 第4条 協議会の後援等の承認を受けようとするものは、後援願等申請書(様式第1号) を協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。
- 2 会長は、必要に応じて事業の内容に関る資料の提出を求めることができる。

(承認等の通知)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審議の上、後援等が適当と認めるものについては後援等承認通知書(様式第2号)、後援等が不適当と認められるものについては後援等不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 申請人は、承認事業について、その内容を変更しようとするときは、事業内容変 更届(様式第4号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(報告)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、後援等を承認した事業等の実施状況その他 必要な事項について、申請人に報告を求めることができる。

(取消等)

第8条 会長は、後援等を承認した場合において、当該事業等の内容、実施状況等が申請 内容と異なり、又は承認の条件に違反することが判明した場合は、申請人に対し、是正 の措置を求め、又は後援等の承認を取り消すことができる。

(ロゴマークの使用)

第9条 協議会の後援等の承認を受けた者は、伊賀城和定住自立圏のロゴマークを使用することができる。

(庶務)

第10条 後援等に関する事務は、伊賀市企画振興部総合政策課において処理する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)